

# 船橋市中学校文化クラブ対外行事参加費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は国及び県が主催・共催・後援する音楽、英語及び演劇等、文化クラブに関する大会に学校代表として参加した生徒が在籍する中学校の校長に対して、文化クラブ対外行事参加費補助金を交付することにより、文化クラブ活動の充実・発展・振興を図ることを目的とする。

## (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、前条に規定する大会に参加した生徒が在籍する中学校の校長とする。

## (補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、生徒が第1条に規定する大会に参加するために要した交通費、宿泊費、大会参加費（審査料、参加料等）及び楽器等運搬費に相当する額とする。ただし、大会主催者から一部補助金が出る場合はそれを差し引いた額とし、楽器等運搬費の補助金の額は1大会あたり5万円を上限とする。

2 交通費は、生徒が在籍する中学校から大会の会場まで最も経済的かつ合理的と認められる交通機関の往復の運賃とする。（学生割引、団体割引、その他割引制度が利用できる場合は割引後の運賃）

なお、宿泊を伴う場合は宿泊先と会場までの運賃を含むものとする。

3 宿泊費については、各大会の主催者が定めた額とする。ただし、額の定めがない場合は、船橋市教育委員会が定めた額とする。

4 大会参加費（審査料、参加料等）及び楽器等運搬費については、関東大会以上の大会（東関東大会を含む）を対象とする。

## (補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする中学校の校長は、船橋市中学校文化クラブ対外行事参加費補助金交付申請書（第1号様式）に交通費等内訳書（第2号様式）及びその他の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

## (補助金交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理した時は、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市中学校文化クラブ対外行事参加費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした中学校の校長に通知する。

## (補助金交付の取消し等)

第6条 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定通知を受け、又は、補助金の交付を受けた校長がある場合は、市長の補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部に相当する額を返金させるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成14年 5月10日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

船橋市中学校文化クラブ対外行事参加費補助金交付申請書

令和 年 月 日

船橋市長あて

学校所在地  
学 校 名  
校 長 氏 名

補助金の交付を受けたいので、船橋市中学校文化クラブ対外行事参加費補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

なお、本申請書その他提出書類の記載事項については、事実と相違ありません。

大会等名	
参加期間(期日)	
会場名	
参加人数	名
交付申請額	
※添付書類	1. 大会等開催要項 2. 大会等参加生徒名簿 3. 交通費等内訳書(第2号様式) 4. その他(領収書写し等)

※大会等開催要項は、大会日程、場所、主催・共催・後援がわかるものを添付してください。

※関東大会以上の大会(東関東大会を含む)の大会参加費(審査料、参加料等)及び楽器等運搬費の申請を行う場合は、その金額が明記されているものと、領収書の添付が必要です。

(第2号様式)

## 交通費等内訳書

学校所在地 \_\_\_\_\_

学校名 \_\_\_\_\_

記載者職・氏名 \_\_\_\_\_

大会等名	
参加期間（期日）	
会場名	
会場所在地	
《学校から会場までの行程及び交通費》 ※交通費は実際の行程及びかかった費用を記入して下さい。	
一人当たりの往復運賃	円
交通費の申請額	円
大会参加費の申請額 ※関東大会以上の大会のみ記載	円
楽器等運搬費の申請額 ※関東大会以上の大会のみ記載	円

船橋市中学校文化クラブ対外行事参加費補助金交付用 参加生徒名簿 ( 中学校)

No.	学年	氏 名	No.	学年	氏 名
1			31		
2			32		
3			33		
4			34		
5			35		
6			36		
7			37		
8			38		
9			39		
10			40		
11			41		
12			42		
13			43		
14			44		
15			45		
16			46		
17			47		
18			48		
19			49		
20			50		
21			51		
22			52		
23			53		
24			54		
25			55		
26			56		
27			57		
28			58		
29			59		
30			60		

No.	学年	氏名	No.	学年	氏名
61			91		
62			92		
63			93		
64			94		
65			95		
66			96		
67			97		
68			98		
69			99		
70			100		
71			101		
72			102		
73			103		
74			104		
75			105		
76			106		
77			107		
78			108		
79			109		
80			110		
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					

(第3号様式)

船橋市中学校文化クラブ対外行事参加費補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会  
教指指令第 号  
令和 年 月 日

(申請者)

学校所在地 船橋市  
学 校 名 船橋市立 中学校  
校長氏名 校長 様

船橋市長



令和 年 月 日付申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、船橋市中学校文化クラブ対外行事参加費補助金交付要綱の規定により通知します。

交付決定額 円

但し、令和 年 月 日開催

(大会名)

認定経路：